

東海市ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市広告掲載要綱（平成24年東海市告示第29号。以下「要綱」という。）に基づき、要綱第2条第1号アに定めるホームページ（以下「市ホームページ」という。）のバナー広告（以下「広告」という。）の掲載の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 東海市公式ウェブサイト（<https://www.city.tokai.aichi.jp/>）のことをいう。
- (2) 広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載者の指定するウェブサイトのページにリンクするものをいう。

(広告の規格等)

第3条 市ホームページに掲載する広告の規格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 大きさ 縦65ピクセル、横170ピクセル
 - (2) ファイル形式 GIF又はJPEG（点滅、切り替わり及び動きのあるものを除く。）
 - (3) データ容量 10キロバイト以下
- 2 広告を掲載する位置は、広報課長が指定した位置とする。
- 3 その他の条件等は、広報課長が別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、市の広報紙、市ホームページで行うものとする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、広報課長が広告の募集方法を決定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間の単位は1月とし、複数月の申込みができるものとする。ただし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広報課長が定めるものとする。

(広告の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、要綱に規定する広告掲載申込書に、必要書類を添えて、指定する期間内に市長に提出するものとする。

2 第8条第3項に規定する広告掲載料の免除を受けようとする者は、前項の申込書に、東海市消防団協力事業所表示制度実施要綱（令和7年東海市告示第140号。以下「協力事業所要綱」という。）第4条第3項の規定により交付された東海市消防団協力事業所認定通知書の写しを添えなければならない。

3 市長は必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、掲載を希望する広告内容及びそのリンク先に関し、東海市広告掲載基準に基づき審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 審査により適合と認められた申込者が広告の募集枠数を超えるときは、次の各号の順位により決定するものとする。

(1) 市内に本社、本店等を有するもの

(2) 市内に支社、支店等を有するもの

(3) 掲載期間が長いもの

3 前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定するものとする。

4 募集期間を過ぎても広告の募集枠に達しないときは、広告掲載の基準の審査を経て、申込順に決定するものとする。

5 広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び条件等について、要綱に規定する広告掲載決定通知書により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1枠につき月額10,000円（消費税込み）とする。

2 掲載期間が1月未満の場合は1月として計算する。

3 前2項の規定にかかわらず、協力事業所要綱により認定された事業所が広告を掲載する場合は、連続する2月分の広告掲載料を免除するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）は、広告原稿を指定する

期日までに、広報課へ提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料の納付等)

第10条 広告掲載者は、広告掲載の決定を受けた期間に係る広告掲載料を指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第11条 広告掲載者は、掲載の決定を受けた広告が、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 内容を差し替えるとき。
- (2) リンク先のウェブサイトのアドレスが変更するとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、要綱に規定する広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

2 広告の内容、デザイン、リンク先のウェブサイトの内容等が東海市広告掲載基準の規定に抵触していると市長が判断したときは、広告掲載者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条第2項に規定する変更を広告掲載者が行わないとき。
- (4) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。
- (5) 広告掲載者が書面により広告掲載の取り下げを申し出たとき。
- (6) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告を取り消した場合は、要綱に規定する広告掲載決定取消通知書により、当該広告掲載者に通知するものとする。なお、この場合において、東海市は広告掲載者に対し、その賠償の責めを負わず、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第13条 市長は、広告掲載の取消しが、広告掲載者の責に帰さない理由によるものであるときは、納付済みの広告掲載料を当該広告掲載者に返還することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、取り消した期間にかかる金額の範囲内とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第14条 広告掲載者の責に帰さない理由により、東海市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 前項の場合は、広告掲載料の返還はしない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。